

TACを知る!!

(漁獲可能量)

未来の漁業のために

大切な資源、わたしたちの未来まで・・・。



一般社団法人 漁業情報サービスセンター
監修 水産庁

漁業を安定・継続 するために

TAC[※]制度は、魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度です。

この制度は、貴重な水産資源を継続的に利用できるように、従来からの漁獲能力などの規制に加えて、「漁獲する量」を管理することを目的としています。

毎年一定の親魚を残し、再生産可能な資源状態を保つことが、我が国漁業の持続的な安定のため、未来の漁業を守るために大切です。

※「Total Allowable Catch」（漁獲可能量）の略。

質的な管理手法

- 産卵魚の保護
- 網目の大きさを規制
- 漁船数の制限

など



量的な管理手法

漁獲数量を制限

||
TAC

魚は限りある
資源なんだなあ。
未来の漁業を守るために、
「TAC制度」を
理解しよう!



資源管理の方法

資源管理には、禁漁期間の設定や産卵場所の保護、網目規制などの質的な管理手法と、漁獲量の制限といった量的な管理手法があります。TAC制度（量的）は、漁業法や水産資源保護法に基づく漁業許可等の管理措置（質的）と組み合わせて、我が国の排他的経済水域における海洋生物資源の適切な保存・管理を推し進めようとするものです。

早わかりTAC

TAC 制度の特徴

TAC制度による管理方法には以下のような特徴があります。

- ◆ 採捕数量という客観的な指標を用いた分かりやすい管理方法
- ◆ 対象資源を漁獲する漁業を対象とすることができる
- ◆ 漁獲可能量を毎年設定（改定）するので機動的な管理が可能

TAC の対象魚種について

TAC制度の対象魚種は、次の3つの条件のいずれかに該当し、かつ漁獲可能量を設定できるような科学的知見の蓄積があるもので、以下の8魚種となっています。

- ◆ 漁獲量が多く国民生活上重要な魚種
- ◆ 資源状況が悪く緊急に管理を行うべき魚種
- ◆ 日本周辺で外国人により漁獲されている魚種

くろまぐろ

さんま

すけとうだら

まあじ

まいわし

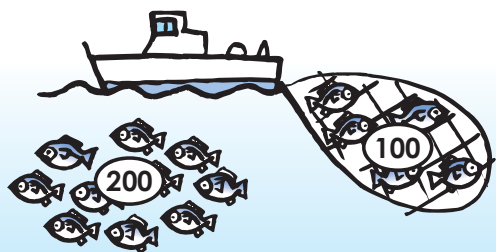
まさば・ごまさば

するめいか

ずわいがに

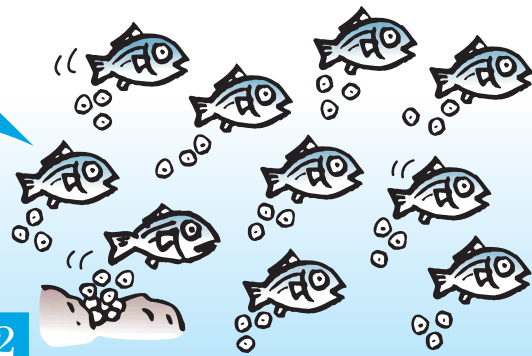
水産資源の再生産と漁獲のバランス

魚が300尾います。漁獲を100尾に抑えることで200尾の魚が残ります。



1

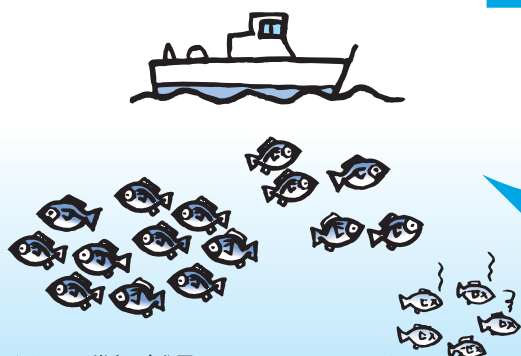
この200尾が、たくさんの卵を産みます。



2

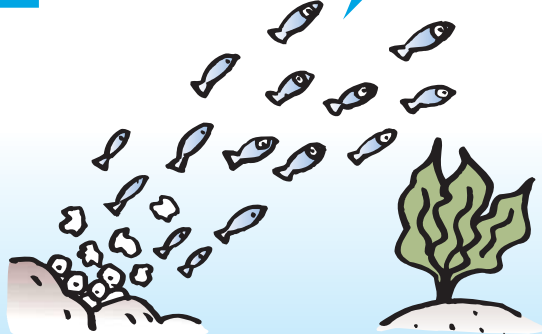
海洋生物資源が持つ再生産能力を活かし、バランス良く利用することで漁業の持続的な安定につながります。

4



たくさんの稚魚が成長し、300尾になります。

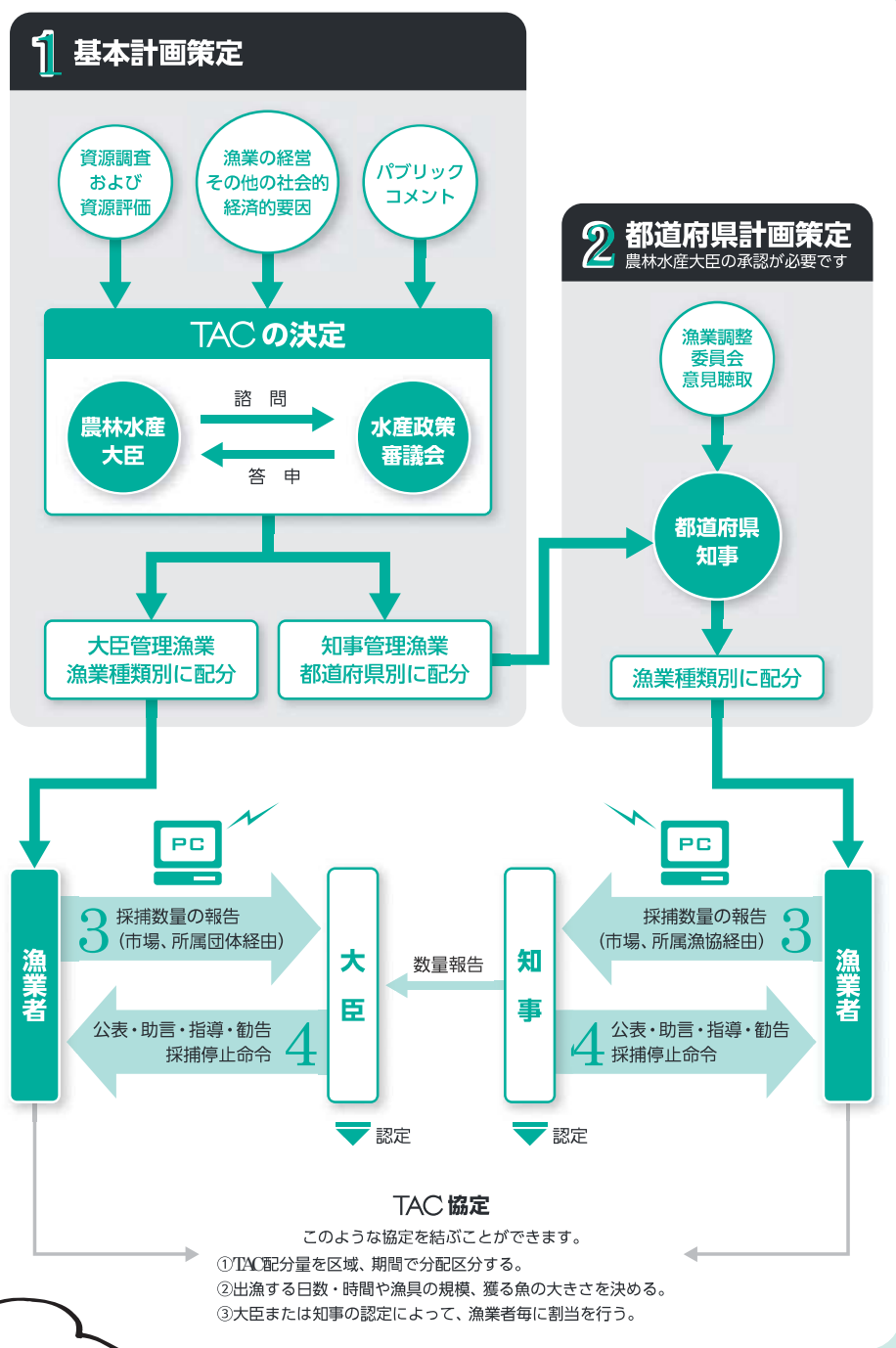
3



たくさんの卵からたくさんの稚魚が生まれます。

自然死亡

大切な資源を守ります しくみとルールが



「TAC制度」は漁業者の意見も生かしてくれるんだ!

TACに携わるみんなでつくりあげる制度なんだね!



1

基本計画をつくります

「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下、基本計画）」を毎年11月頃に策定（改定）します。基本計画の中で、魚種ごとの「資源動向」を踏まえ、漁業の経営状況等に配慮しつつ、水産政策審議会などの意見を聴いたうえで、農林水産大臣によって、「資源の管理方針」や「魚種・漁期年ごとの漁獲可能量」を決定します。「農林水産大臣が管理する漁業種類ごとの配分量や都道府県ごとの配分量」などが設定されます。

2


都道府県計画をつくります

都道府県では国の基本計画に基づき、漁業調整委員会の意見を聴いたうえで、資源の管理方針や漁業種類ごとの漁獲可能量配分計画を策定します。なお、策定にあたっては農林水産大臣の承認が必要となります。

3

採捕数量の報告

漁業者が漁業の種類に応じて、農林水産大臣、または都道府県知事へ採捕量を報告します。報告期限は、採捕日の翌旬や翌月までと決められています。

 報告には、電子情報処理組織として「広域資源管理システム」が整備されています。

4

採捕数量を管理します

農林水産大臣および都道府県知事は採捕状況をモニターし、必要に応じて助言・指導・勧告・採捕の停止命令等を行います。

資源調査の方法

TAC制度は、みなさんの声と科学的な資源調査が重要な役割を果たします。

科学的な資源調査とは、調査船による資源調査や漁業情報から資源量を推定することです。資源量の推定には「調査船を用いた直接推定法」や「漁業情報を基にした推定法（コホート解析）」などが利用されます。

直接推定法とは、計量魚群探知機、トロール網、プランクトンネットなどを用いて資源量を推定する方法、コホート解析とは、年級群ごとの毎年の資源尾数を推定する方法です。



TACの配分・管理について

TACは、同じ対象魚種であっても漁業の種類によって、農林水産大臣が配分する大臣管理分と、都道府県知事が配分する知事管理分に分かれています。

| TACの配分・管理の区分 | | | |
|--------------|--|---|---------------------------|
| 対象魚種 | 管理期間 | 農林水産大臣配分 | 都道府県知事配分 |
| くろまぐろ | 大臣管理分 1～12月 知事管理分 4～3月 (第4管理期間は7～3月) | 大中型まき網漁業 近海・遠洋かつお ・まぐろ漁業 かじき等流し網漁業 | ひき縄 はえ縄 一本釣り 定置網 |
| さんま | 7～6月 | 北太平洋さんま漁業 (さんま棒受網) | 10t未満のさんま棒受網 刺網 定置網 |
| すけとうだら | 4～3月 | 沖合底びき網漁業 | はえ縄 刺網 定置網 |
| まあじ | 1～12月 | 大中型まき網漁業 | 中小型まき網 定置網 |
| まいわし | 1～12月 | 大中型まき網漁業 | 中小型まき網 定置網 |
| まさば ごまさば | 7～6月 | 大中型まき網漁業 | 中小型まき網 定置網 |
| するめいか | 4～3月 | 沖合底びき網漁業 大中型まき網漁業 中型いか釣り漁業 小型するめいか釣り漁業 | 5t未満のするめいか釣等 定置網 |
| ずわいがに | 7～6月 | 沖合底びき網漁業 ずわいがに漁業 | 小型底びき網 |

大切な資源、 私たちが の未来まで、

TAC対象魚種

くろまぐろ

- 【主な漁場】 太平洋、日本海、東シナ海
- 【成魚体長】 2.5m(尾叉長)
- 【寿命】 20歳以上
- 【成熟年齢】 3～5歳
- 【産卵期】 日本南方～台湾東沖で4～7月、
日本海で7～8月
- 【産卵場所】 日本南方～台湾東沖、日本海



さんま

- 【主な漁場】 北海道東部～三陸～常磐沖
- 【成魚体長】 29～40cm
- 【寿命】 2年
- 【成熟年齢】 6ヶ月～1歳
- 【産卵期】 秋～春
- 【産卵場所】 黒潮水域(広域)



対馬暖流

黒潮



参考資料

- 国立研究開発法人 水産研究・教育機構
「わが国周辺の水産資源の現状を知るために」



まあじ

- 【主な漁場】 東シナ海～日本海西部、九州南岸～本州中部沿岸
- 【成魚体長】 22～40cm
- 【寿命】 5年
- 【成熟年齢】 1～2歳
- 【産卵期】 冬～初夏
- 【産卵場所】 東シナ海～山陰、本州中部



まいわし

- 【主な漁場】 九州～山陰沿岸、四国～関東沿岸
- 【成魚体長】 14～25cm
- 【寿命】 7年
- 【成熟年齢】 1～2歳
- 【産卵期】 1～5月
- 【産卵場所】 九州西岸～山陰沿岸、土佐湾など



まさば・ごまさば

- 【主な漁場】 三陸～常磐沖、東シナ海～北陸沖
ごまさばの生息域はまさばに比べやや暖水性。
- 【成魚体長】 30～50cm
- 【寿命】 6年
- 【成熟年齢】 2～3歳
- 【産卵期】 1～6月
- 【産卵場所】 伊豆諸島周辺、九州～東シナ海中南部海域



するめいか

- 【主な漁場】 日本海沿岸、北海道東部～東北沿岸
- 【成体】 25～35cm (外套長)
- 【寿命】 1年
- 【成熟年齢】 雄：9ヶ月、雌：11ヶ月
- 【産卵期】 ①12～3月 ②10～12月
- 【産卵場所】 ①東シナ海 ②日本海～東シナ海



すけとうだら

- 【主な漁場】 北海道周辺海域
- 【成魚体長】 33～60cm
- 【寿命】 10年以上
- 【成熟年齢】 3歳
- 【産卵期】 12～3月
- 【産卵場所】 檜山海域、噴火湾周辺他



ずわいがに

- 【主な漁場】 北海道沖 (日本海・オホーツク海)、山陰沖、福島沖
- 【成体】 雄：6～15cm
雌：6～8cm (甲幅)
- 【寿命】 10年以上
- 【成熟年齢】 (詳細不明)
雄：9歳、雌：11歳
- 【産卵場所】 漁場周辺の水深200m前後



TAC Q&A



Q 水産資源を持続的に利用するために、どのような管理方法があるのですか？



A 水産資源は、卵から生まれ育った稚魚が親となり、次の世代が安定して育っていくことにより、将来にわたって漁業の対象として利用することができます。そこで、資源を適切な状態に維持・管理するため、産卵期の操業規制、漁船の許可隻数や網の大きさ等の制限などとともに、TAC制度により漁獲量の上限が設けられているのです。



Q 漁獲可能量（TAC）は、どのように決められるのですか？



A 水産資源の動向（生物学的に計算される漁獲許容水準）をベースとして、水産物供給の担い手である漁業者の経営状況等に配慮しながら、水産政策審議会の意見を聴いて、農林水産大臣により、（海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画を変更することにより）毎年設定されます。



Q TACは、どのように配分され、管理されるのですか？



A TAC（漁獲可能量）は、近年の漁獲実績割合などを元に、農林水産大臣が管理する漁業種類ごと又は都道府県ごとに数量配分され、漁獲の管理が行われます。枠の管理については、国（水産庁）又は都道府県庁において、漁業者から報告された採捕数量により枠の消化状況がモニターされ、必要に応じて、漁業者に対する助言、指導、採捕の停止命令等が行われます。

水産庁ホームページ「資源管理の部屋」では、次のような情報が閲覧できます。

- TAC設定関連情報
- 採捕数量（実績）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画

<http://www.jfa.maff.go.jp/suisin/index.html>

◎TAC制度に関するお問い合わせ先

〒100-8907 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
水産庁
TEL: 03-3502-8111 (内6662) FAX 03-5510-3397

◎広域資源管理システムに関するお問い合わせ先

〒104-0055 東京都中央区豊海町4-5 豊海振興ビル6F
一般社団法人 漁業情報サービスセンター
TEL: 03-5547-6888 FAX 03-5547-6881